

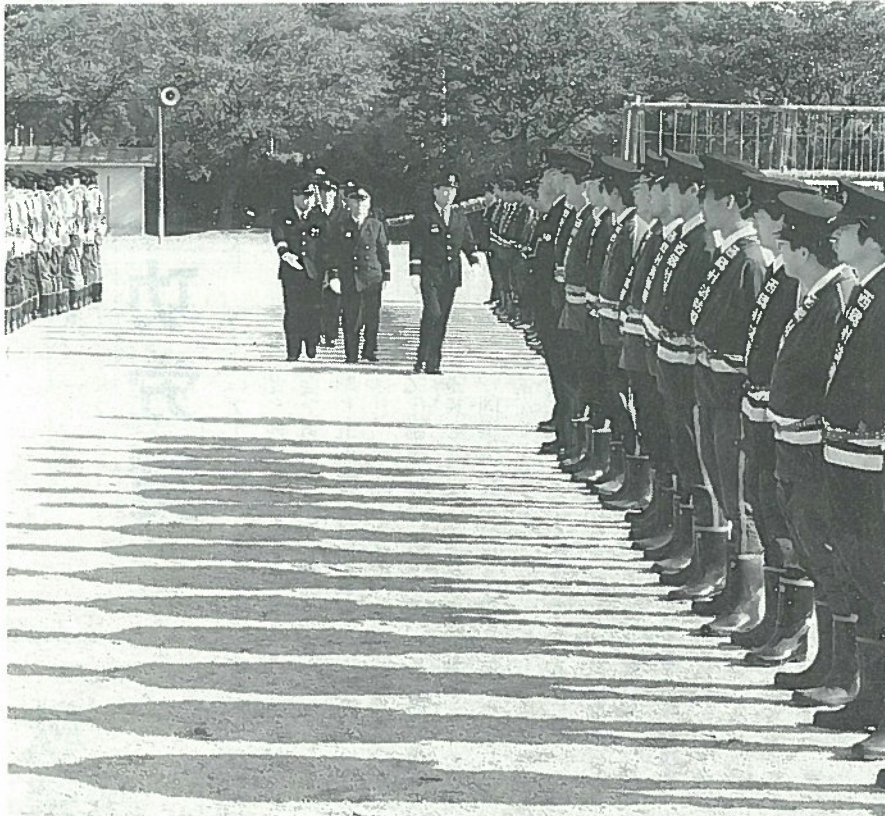


# にしごう

広報にしごう第192号  
昭和61年12月1日

## VOL.12

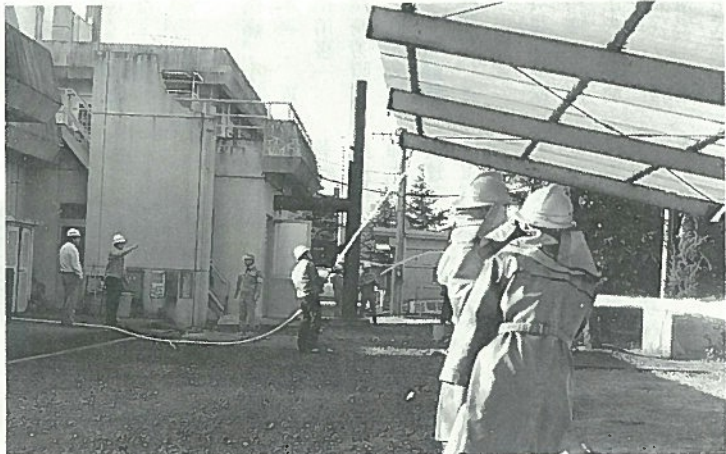
■人口のうごき 人口14,989人(+26) 男7,594人(+23) 女7,395人(+3) 世帯数3,659戸(+7) 11月1日現在( )は対前月比



## 防火の大役 あなたが主役

▲キビキビと行われた  
西郷村消防団による秋季検閲

▼本番さながらの折口原地区防災訓練(写真後方は役場自衛消防隊)



### おもな内容

- 真船龍雄さんに文化功労賞…………… 2
- 西郷村の人口15,000人達成なる…………… 3
- 昭和61年工業統計・石油等
- 消費構造統計調査…………… 4
- 勲四等瑞宝章に輝く佐藤柳一さん…………… 5
- 新国民年金のすがた…………… 6
- 保有所入所のお知らせ…………… 7
- おしらせ…………… 8



# 真船龍雄さんに

## 文化功労賞

十一月三日、文化の日、村の文化功労者に折口原の真船龍雄さん（八十二才）が晴れの栄誉に輝き、本村の文化協会の創設に貢献され、文化の興隆に寄与されたご功労に感謝し、鈴木村長は表彰状と文化功労章を贈りました。

以下、その業績のご紹介をいたします。



▲村長より文化功労賞を受ける真船さん

真船龍雄さんは、明治三十七年八月二十一日、父真船多吉、母トメの長男として現住地の西郷村大字熊倉字折口原百三十番地に生を享け、大正十一年福島県立白河農学校を卒業後、北海道大学農業実科に学びました。大正十四年、北海道庁に奉職、道行政の発展に参画し、主に農業の推進に御尽力されましたが、眼病を患い昭和九年に退職されました。その後不自由な身体にもかかわらず、横浜訓盲院・大分県立大分盲あ学校等で教べんをとられま

受けたが、昭和十八年健康上の理由により退職され、郷里において農業に従事するかたわら、文化協会の創設など本村の文化の進展に御尽力され現在に至っております。

真船さんは、生来、向学の志厚く、かねてより

当地域の文化の進展に熱意を注がれ、昭和四十九年に俳句を共に学ぶ会である仰歩会を創設し、続いて昭和五十八年には短歌会を創設され、更に昭和五十八年西郷村文化協会創立に当っては、その推進役として大きな役割を果たし、同協会の会長として現在におよんでおります。

更に、教育委員、社会教育委員、公民館運営審議会委員等を歴任されるなど、常に郷土の発展と本村の文化振興に活躍しておられる功績は極めて偉大であります。

このことは本村の文化活動のあり方に大きな指標となつたことは、関係者の等しく認めるところであります。

受賞された真船さんの栄誉をたたえ、今後とも、ますますのご活躍をご期待申し上げます。

真船さんは、受賞の喜びに次の様な短歌を詠まれました。

承らへて恥の多しと思ひしに  
文化功労賞ありがたきかな

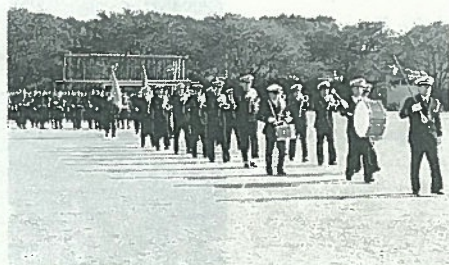
# 秋季検閲

## 西郷村消防団

去る十一月二日（日）、村消防団による秋季検閲が団員二十五名の参加により実施されました。

午前九時より、団長あいさつ、統監訓示に続き検閲に移り、通常点検、規律訓練、分列行進が堂々で行われ団員は勇壮な姿を披露しました。

このあと永年勤続章など消防人としての功績をたたえた表彰式が行われ、次の方々を受賞されました。



- ▼永年勤続章 高木信嘉、小山次男、鈴木兼次、鈴木謙二、近藤一男、佐藤誠次、相川喜一、和知秀見、星義一、高崎芳勝、真船賢治、深谷利男、真船久男、鈴木義美、大桃尚武、▼精勤章 菊地照男、大倉修、橘和男、近藤富美男、伊藤義和、近藤喜一郎、遠藤裕介、鈴木英司、小松篤、芳賀勝則、佐藤利勝、小林秀、鈴木敏一、菊池正夫、菊地幹雄、金田智弘、金田卓、小野沢明、永山弘、奥山幸男、渡辺富雄、新井久利、菅昭代志▼優

- 良運転者 近藤一郎、小山田祐治、田辺敏捷、根本勝男、中沢幸雄、佐藤義典、小針達男、小針信行、会沢真一▼退職幹部 鈴木由夫、森政之助、真船仁志、安達二千六百、徳田順一、白岩春雄、海老名久夫、遠藤富男、仁平甲次、鈴木恒男、金沢宗寿
- ▼一般者 多治比功 多治比さんは、間の原地内で発生した住宅火災の際にいち早く消火に努めた功績が認められ表彰されました。



# 盛大に

## 第4回 地場産業商工祭

押すな押すなの大にぎわい

西郷村地場産業商工祭実行委員会主催による第四回地場産業商工祭が、十月二十六日(日)文化センターを中心に行われました。

当日は、絶好の秋日和に恵まれて、各コーナーとも押すな押すなのにぎわいを見せ、先ず、

地場産品展示即売コーナーでは、コルクのすぐれた特性を生かして作られたバックや財布等の製品にうばい合う光景や、更に子



▲これは本当に安いや!

供達のフワフワダンボ(象)、ミニSL、バッテリーカー、わたあめコーナーなどは一日中、順番を取る列が絶えないほどのにぎわいぶりでした。

青年部・婦人部の食べ物、飲み物各コーナーは、売り切れるほどの盛況、またお酒の試飲コーナーでは、地元酒で一杯気分の人があちらこちらに見られました。

歌謡ショーでは、フロク歌手の歌声に聞きほれていました。

この他にもモーターショー、缶つり大会等が行われ、会場は、家族連れでにぎわう秋の一日でした。

### 西郷村の人口一五、〇〇〇人達成なる!!

達成日あてクイズで的中者に三村普一君

去る、七月号の広報誌でお知らせした「西郷村の人口が一五、〇〇〇人になるのは何年何月何日でしょうか?」のクイズで、村内居住者の中から六十五名の方が応募され、達成日を待ちに待っております。

ついに、昭和六十一年十一月十八日に一五、〇〇〇人目の住民登録者があり、その日を達成日と決定しました。

応募者の中より厳重な審査の結果、みごと達成日の中者がおり、それぞれの当選者を決定し、十一月二十二日村長室において表彰式が行なわれ、豪華商品を手に入れました。

当選された方々は左記のとおりです。(敬省略します)

一等……………一名

・真船字松林二〇一十三

三村 普一(中学生)

二等……………四名

・米字楯山十二一九三

大沼 和也(小学生)

・小田倉字上野原三六九

近藤 キヨ(主婦)



・鶴生字内川岸五一

鈴木 テル子(主婦)

・羽太字崩下十二

菅谷 隆治(会社員)

一五、〇〇〇人目の住民登録者……………

真船字欠入九一十五

我妻 幸夫(会社員)

### 税の知識

◎ 土地や建物を売ったときの税金  
土地や建物を売ったときの譲渡所得に対しては税金がかかります。

所得税は、一年間の所得を合計して税金を計算しますが、この譲渡所得の税金は、他の所得と分離して計算します。

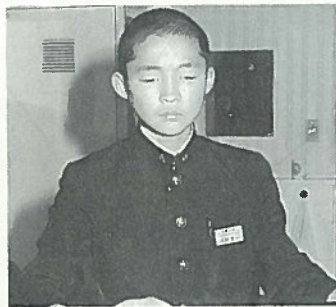
また、自分が住んでいる建物又は、その建物とともにその敷地を売ったときなどで、一定の要件を満たした場合には課税の特例が受けられます。

詳しくは、最寄りの税務署(☎二一七一一)や税務相談室にお尋ねください。

### 芝原に 広田さん

#### 農林水産大臣感謝状

広田毅さん(西郷村大字真船字芝原三〇〇)は、農林水産省で行っている生産費調査記帳農家(牛乳)として永年に亘り統計情報業務に尽くされ、農林水産業務施策の基礎資料に寄与し、その功績により受賞されました。



▲見事に当てた三村君

# 笑いと涙と希望の人生

## 文化講演会



舞台などでおなじみの正司歌江さんを講師に迎えて、文化センターにおいて行われました。

▲笑いを交じて話す正司さん  
今回お招きした正司歌江さんは「かしまし娘」の一番上のお姉さんで、昭和三十一年「かしまし娘」を結成以来二十六年間、テレビや舞台などで活躍し、お茶の間の笑いを誘い現在は女優として多数のドラマや演劇に真剣に取り組み、ファンを魅了しています。

講演会は午後六時三十分、講師紹介のあと、演壇に現われた

正司さんは「明日に生きる」と題し、一時間半にわたり「笑いと涙と希望の人生」を講演し、会場に詰めかけた約三百五十名の村民は熱心に耳を傾けておりました。

### 国鉄からのお知らせ

#### 昭61日ダイヤ改正

#### グーンと便利に

史上最大

二、〇六二本が増発される

十一月ダイヤ改正による「ミス・ニューレール北」キャンペーンレディが西郷村を訪づれ、「より便利で身近に・より速く・より効果的に」を目標とし、新しい鉄道を目指してダイヤ改

正したことのPRを行ないました。列車をご利用される方は、新しい列車時刻表等を確認の上、ご乗車下さる様お知らせいたします。



▲役場内でPR

### 募集 私の健康体験記

みなさんがとりくんだ健康づくりについてどんなことでもかまいませんからお知らせください。たくさんの方々の方々の応募をお待ちしております。

- 応募の資格 国保関係者及び国保被保険者
- 文字 数 四〇〇字詰原稿用紙五枚以上十枚以内(タテ書き)
- 明記事項 住所、氏名、年齢、性別、勤務先の名称、職名、在職年数(被保険者の場合は加入保険者及び職業)
- 締切 昭和六十一年十二月三十一日
- 原稿送付先 〒100 東京都千

善意を  
ありがとう

左記の方々から心暖まるご芳志をいただきましたので、ここにご紹介すると共に感謝申し上げます。

- ▼音楽教育振興のために熊倉小へ 一〇万円
- ▼小峰ライオンズクラブ様 一〇万円
- ▼交通遺児激励金として 村地場産業商工祭り上げ金の一部 二万円
- ▼村商工会婦人部様 二万円
- ▼社会福祉協議会へ 浜名喜三郎様(上新田) 三万円
- ▼大倉武敏様(虫笠) 一〇万円
- ▼伊藤マサ様(原中) 一〇万円
- ▼郡山ヤクルト販売店連合会様(郡山市) 一九、四六〇円

## 製造事業所の皆さんへ

ご協力  
ください

# 昭和六十一年工業統計調査 石油等消費構造統計調査

通商産業省では、昭和六十一年の「工業統計調査」と「石油等消費構造統計調査」を、十二月三十一日現在で行います。この調

査は毎年行なわれています。調査の対象となる製造業を営む事業所には、年末から一月にかけて調査員が伺います。調査票に記入された内容は、統計以外の目的に使用されることは決してありませんので、安心してご協力くださるようお願いいたします。



- 代田区永田町1-11-35
- 国民健康保険中央会広報室
- 懸賞体験文募集係
- 問い合わせ先 保健課国保係
- 〒125-1111(内三三三)



# 沿道の声援を受けて

## 村内一周駅伝大会



▲最後までがんばります！

管(白河工場) 二時間三十四秒  
 ▼区間賞 一区 二・五<sup>キ</sup> 七  
 分五十三秒 鈴木弘嗣(西一中)  
 二区 二・五<sup>キ</sup> 八分九秒 小  
 野正(太陽の国A) 三区 二・  
 五<sup>キ</sup> 鈴木勝文(西一中) 四  
 区 二・二<sup>キ</sup> 七分四十五秒  
 鈴木寿郎(西一中) 五区 二・  
 三<sup>キ</sup> 八分十四秒 遠藤正憲(西  
 TOP) 六区 一・七<sup>キ</sup> 五  
 分五十秒 藤田邦久(西一中)  
 七区 二・三<sup>キ</sup> 八分二十三  
 秒 菅原政利(川谷中) 八区  
 二・九<sup>キ</sup> 九分十三秒 鈴木貞  
 善(太陽の国A) 九区 三<sup>キ</sup>  
 九分四十六秒 児山英雄(太陽  
 の国A) 十区 二・八<sup>キ</sup> 八  
 分四十四秒 森健一(西一中)  
 十一区 二・八<sup>キ</sup> 九分十五秒  
 石井勝茂(西一中) 十二区  
 一・七<sup>キ</sup> 五分十六秒 金内弘  
 幸(西二中)  
 選手の皆さん、ごろうさま  
 でした。

秋の花形スポーツの一つ、第  
 二十八回恒例村内一周駅伝大会  
 が、十一月三日(月)文化の日  
 に役場前をスタート・ゴールに  
 行われました。

村内から小学生(スポーツ少  
 年団)五、中学生九、高校生一、  
 一般六、合計二十一チームによ  
 り、沿道に立ち並ぶ地元の人達  
 の声援を受けながら二九・二キ  
 ロ(十二区間)を競い合いまし  
 た。

▼優勝 小学生の部 川谷スポ  
 ーツ少年団 一時間五十三分六  
 秒 中学生の部 西一中 一時

## 勲四等瑞宝章に輝く佐藤帰一さん

佐藤帰一さん(七十才)は、  
 秋の叙勲で勲四等瑞宝章を受  
 賞されました。佐藤さんは、  
 福島県立白河中学校卒業後、  
 昭和十六年、西郷村役場に奉

職して以来、六年間卓抜なる識  
 見をもって、地方自治の発展に  
 貢献し、若くして助役等を歴任、  
 昭和三十八年五月第十一代目の  
 西郷村村長に初当選以来、昭和五

十四年二月  
 までの間、  
 四期、約十  
 六年の永き  
 に亘り村政  
 発展のため  
 に尽力され  
 ました。  
 また、県  
 議会議員を  
 歴任される



▲勲四等瑞宝章を胸に佐藤さん

に数多くの役職をつとめられ  
 ています。  
 今回、勲四等瑞宝章の栄誉  
 に輝いた佐藤さんは「長い間、  
 村の人に世話になり感謝にた  
 えない、今後も村発展のため  
 に役に立ちたい」と受賞の感  
 想を話されました。  
 佐藤さん本当におめでとう  
 ございます。

## 短歌

桜もみじさかりの庭を友一人  
 試歩の朝露ふみて駆け行く  
 菅野正十四

いみじくも吾を諭せし君にして  
 別れのことは口には出さず  
 高木 荷香

妹の形見の服のポケットに  
 ハンカチ一つつり香遺す  
 須藤 千代

顔描かむ和紙人形の藤娘  
 わたしの思ひの表情に舞う  
 菅野 ミヨ

指折りて三十一文字に並べみる  
 つたなきわれの歌とはいえず  
 加藤 雅子

亡き父と植えたる屋敷境蓍蒼と  
 屋根を覆ひて我も老いたり  
 松田 吉松

双眼鏡を覗きて友は振り返り  
 紅葉の色真盛りと云う  
 岩井 康夫

柿の実が夕陽に映ゆるあたりにて  
 かさこそと小鶯鳴落葉掻くらし  
 増子 良衛

百本も入る大樽洗いつつ  
 姑思ひ出す漬物の頃  
 白岩 利子

茫茫たる歲月の中より現れて  
 中国孤児達高く手を上げ  
 遠野 杏子



# 新国民年金のすがた ③

## 老齢基礎年金 ①

1 大正15年4月2日以降に生まれた人が新しい年金を受けます。

老齢基礎年金は、新しい制金制度が実施される昭和六十一年四月一日に六十歳未満の人（大正十五年四月二日以後に生まれた人）を対象にします。したがって、六十歳以上の人（大正十五年四月一日以前に生まれた人と昭和六十一年四月一日に六十歳未満でも、すでに老齢年金を受けている人は、この対象から除かれ、いままでの制度が適用されることとなりますので、新しい老齢基礎年金という名前の年金を受けることはありません。

2 二十五年以上加入した人に六十歳から支給されます。

老齢基礎年金は、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて二十五年以上ある人が六十歳になったときから支給されます。この支給の原則は、いままでの老齢年金と同じですが、新制度では、自営業者だけでなくサラリーマンとそ

施行日の年齢	生年月日	期間
59歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日	21年
58歳	昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	22年
57歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	23年
56歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	24年

3 国民年金の加入期間が二十五年なくても受けられる特例

国民年金が発足した当時（昭和三十六年）の年齢が三十一歳以上の人（昭和五年四月一日以前に生まれた人）は、六十歳までに二十五年の受給資格期間を満たすことが困難な場合もありますので、年齢に応じて上の表の期間があれば老齢基礎年金が支給される特例があります。（現在の国民年金と同じ扱いです。）

4 国民年金に任意加入しなかった期間の取扱い

サラリーマンの奥さんなど国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間（二十歳以上六十歳未満の人で、昭和三十六年四月から昭和六十一年三月までの間）は、年金額の計算には反映されませんが、年金の受給資格期間をみる場合は、いわゆるカラ期間として計算に入れられています。このカラ期間は、いままでの国民年金では次のアだけですが、新制度が適用される昭和六十一年四月一日においては六十歳未満の人については、新しくイも算入できることになりました。

イ) 二十歳以上六十歳未満で、給資格期間を満たすことが困難な場合もありますので、年齢に応じて上の表の期間があれば老齢基礎年金が支給される特例があります。（現在の国民年金と同じ扱いです。）

5 老齢基礎年金の年金額

老齢基礎年金の額は六二二、八〇〇円（月額五一、九〇〇円・昭和六十一年度価格（予定））です。これは、二十歳から六十歳になるまでの四十年間に国民年金の保険料をすべて納めると、月額五一、九〇〇円の老齢基礎年金が支給されるという考えです。保険料を納めた期間が四十年ないときは、その不足する期間に応じて五一、九〇〇円が減額されます。

6 公的年金に加入可能な期間

すべて納付した場合の年金額

国民年金が発足したのは、昭和三十六年四月一日ですから、昭和三十一年四月一日以前に生まれた人は、六十歳になるまでの間に四十年の加入期間を満たすことができませぬ。この人たちに

7 保険料を納めた期間が、加入可能年数に足りない場合の年金額

老齢基礎年金の受給者の生年月日に応じて、加入可能年数が次頁の表のように異なります。この年数をすべて保険料を納めていけば年金額は六二二、八〇〇円となりますが、保険料を納めた期間がそれよりも不足するときは、上の式で計算した額になります。

大正十五年十月二日に生まれた人で、昭和六十一年四月前に国民年金への加入期間が二十一年あり、その後国民年金に六ヶ月加入した人の年金額加入可能年数は二十五年で、実際の国民年金への加入が二十一年六月（二百五拾八ヶ月）ありますので、年金額は次のようになります。

$$\text{年金額} = \frac{622,800 \text{円} \times (\text{保険料納付月数}) \times (\text{保険料免除月数})}{(\text{加入可能年数}) \times 12}$$

(61年度価格(予定))

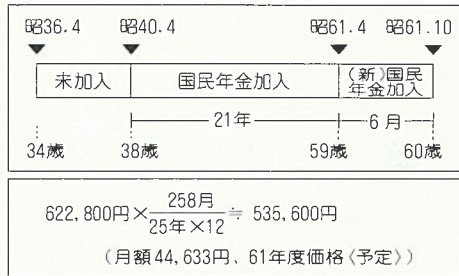


生年月日	加入可能年数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	25年
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	26年
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	27年
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	28年
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	29年
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	30年
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	31年
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	32年
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	33年
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	34年
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	35年
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	36年
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	37年
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	38年
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	39年
昭和16年4月2日以後	40年

注 年金額で一〇〇円未満の端数がでたときは、五〇円以上は一〇〇円に切り上げ、五〇円未満は切り捨てます。

8 老齢基礎年金の支給年齢の繰り下げ、繰り上げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は六十五歳ですが、六十五歳からの支給を延ばして六十六歳、以後の希望するときに支給を受けることができます。支給を繰り下げた人が受ける老齢基礎年金の額は、六十五歳から受ける額に、実際に年金を受けるときに年齢に応じて加算される額になります。また、六十歳以上六十五歳未満の間に繰り上げて支給を受けることもできます。この場合は、実際に年金を受けるときに年齢に応じて減額されます。なお、老齢基礎年金



を繰り上げて受給すると、六十歳前に厚生年金から特別支給される老齢厚生年金の支給は停止されます。

▲特別支給の老齢厚生年金

老齢基礎年金を受けられる人が厚生年金に加入したことがあれば、老齢基礎年金に加えて、その加入期間にみあった老齢厚生年金が支給されます。老齢基礎年金は六十五歳から支給されますが、六十歳から六十五歳になるまでは老齢厚生年金が特別支給されます。このことにより、改正後も厚生年金の支給年齢が六十歳であることに変わりはありません。

# 保育所に入所希望している 保護者の皆さんへ

## 保育所へ入所できる基準

保育所は、保護者が労働に従事したり、あるいは疾病にかかっているなどのため家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって一般家庭と同様の保育をすることを目的とする施設です。

- 西郷村保育所(定員七〇名)
- 西郷村大字米字向山一八
- 西郷村第二保育所(定員九〇名)
- 西郷村大字小田倉字立出二九
- 川谷保育所(定員六〇名)
- 西郷村大字真船字川谷五六の三

- (4) 家庭の場合 (母親の出産等) 母親が出産の前後であったり、病気があったり、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合
- (5) (病人の看護等) その児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため母親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合

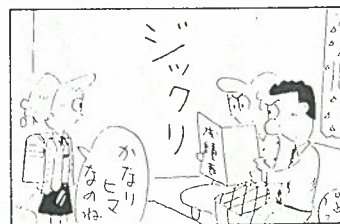
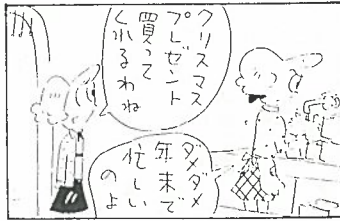
## 保育所へ入所できる児童は、その家庭が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) (家庭外労働) 児童の母親が昼間家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合
  - (2) (家庭内労働) 児童の母親が昼間家庭で児童とはなれて通常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合。しかし父親がその仕事に従事している、かつそのための使用人がある家庭は除かれる。
  - (3) (母親のいない家庭) 母親の死亡、行方不明、拘禁、などの理由により母親がいない
  - (6) (家庭の災害) 火災や、風水害や地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合
- ※尚、詳細については、役場住民課福祉係(☎二五一一一 一内二四三)にお尋ね下さい。



# かわわわ 君

西村 宗



## 公給領収証を 受け取りましょう

料理店、バー、スナック、飲食店などで飲食したり、旅館に宿泊したりした場合は、利用料金と一緒に料理飲食等消費税という県税を支払っていただくことになっています。

お店の経営者は、料理飲食等消費税を受け取った「しるし」として、皆さんに公給領収証をお渡しすることになっています。

皆さんが、公給領収証を受け取ることによって、支払った税金は、店や旅館などを通して確実に県に納められ、住みよい郷土をつくるための貴重な財源になっています。

公給領収証は、必ず受け取りましょう。(県税事務所)

## 食べてますか このマーク



県では、豆腐、納豆などの地域食品について、地域食品認証制度を設け、製造施設や品質、表示等の基準を定め、きびしい検査に合格したものに、この認証マークを付けることを許可しています。現在、豆腐・油揚げ、納豆、こんにゃく、かまぼこ類を認証対象品目として本制度を実施していますので、是非認証マークの付いた地域食品を御利用ください。

なお、本制度についてのお問合せは、最寄りの各行政事務所県民生活課又は県庁県民生活課消費者行政班までおたずねください。

## おし らせ



## この社会、あなたの(税)が 生きている!

納税は忘れず納期限内に  
今月の納税

- 1. 固定資産税 3期分
- 1. 国民健康保険税 6期分

### 精神衛生相談

白河保健所では、精神衛生相談を行っております。心の健康について困ったことは、何でもお気軽に相談ください。なお、秘密は厳守いたします。

日 時 毎月第2火曜日及び第4火曜日  
午後1時30分から午後3時まで

場 所 福島県白河保健所  
担当者 精神科医師他

なお、希望される方は、必ず事前に白河保健所保健予防課(22-5441)へご連絡ください。

## 村営住宅入居者(募集)

西郷村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記  
住宅名 折口原団地 2戸  
構造 簡易耐火構造平家建  
種別 第2種  
部屋数 3部屋  
家賃 月額 17,000円及び22,000円

住宅名 狼山合団地 1戸  
構造 簡易耐火構造平家建  
種別 第1種  
部屋数 3部屋  
家賃 月額 5,900円

住宅名 岩下団地 1戸  
構造 鉄筋コンクリート造3階建

種別 第2種  
部屋数 3部屋  
家賃 月額 28,000円

敷金はそれぞれ家賃の2か月分で、また共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課(☎25-1111 内線353)に置いてあります。尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。

## 人権週間について

法務省と全国人権擁護委員連合会では、世界人権宣言の採択38周年を迎えるに当たり、12月10日の人権デーを最終日とする一週間を「第38回人権週間」とし、各関係機関及び団体の協力の下に、広く国民に呼びかけ、人権意識の高揚を図っております。

今年は次の事項を強調事項に掲げ、運動を展開してゆきます。

- ◎「いじめ、体罰の根を絶とう」
- ◎「部落差別をなくそう」
- ◎「女性の地位を高めよう」
- ◎「障害者の完全参加と平等を実現しよう」

なお、村には次の方が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されており、いつでも相談に応じております。

・林 邦 朗  
西郷村大字小田倉字後原66  
☎ 25 - 2041

・小 針 大 一  
西郷村大字熊倉字火打山61  
☎ 25 - 1212

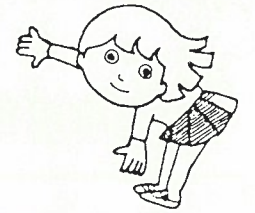
・萩 原 時 子  
西郷村大字真船字芝原957  
☎ 25 - 0203



# 財政のお知らせ

## 昭和60年度決算概要

村は毎年2回、財政の状況を村民の皆さんに公表しています。今回は、昭和60年度のお金の使いみちである決算の総体と、昭和61年度の予算執行、財産の状況（昭和61年3月末現在）などをお知らせします。



### 昭和60年度決算及び決算収支の状況

(単位：千円)

区分	歳入 (A)	歳出 (B)	歳入歳出差引高 (C)
一般会計	3,685,118	3,607,875	77,243
国民健康保険特別会計	711,724	670,300	41,424
有線放送電話事業特別会計	32,741	31,203	1,538
老人保健事業特別会計	452,054	451,000	1,054
土地造成事業特別会計	333,572	659,165	△ 325,593

(注)赤字分については翌年度歳入繰上充用金で対応。

昭和60年度村の決算は、一般会計、特別会計及び企業会計を合わせて総額60億 5,308万 8千円となりました。村においては歳入の確保と徹底した経費の節減、合理化など節度ある財政運営に努め財政構造の弾力性の回復を図りながら村民生活の向上と村民生活に直結した事業を積極的に推進し、可能な限りの財源を充てることに努力しました。歳入のうち地方交付税の対前年比 4.1% (3,475万円) の減、国庫支出金の12.1% (7,265万1千円) の減となりましたが、村税については法人村民税等の伸びにより14.5% (1億 5,067万6千円) の増となりました。歳出では、人件費、公債費等の義務的経費が増加する中で、投資的経費に充てる財源の捻出が困難であることから厳しい財政運営を余儀なくされるところであります。このような中で「健康で明るい豊かな村づくり」を基本方針として財源の重点的かつ効率的配分に努めました。

### 水道事業会計

(単位：千円)

区分	決算額
収益的	
収入	228,386
支出	164,550
資本的	
収入	449,300
支出	468,998

(資本的収支が不足する額は損益勘定留保資金で補てん。)

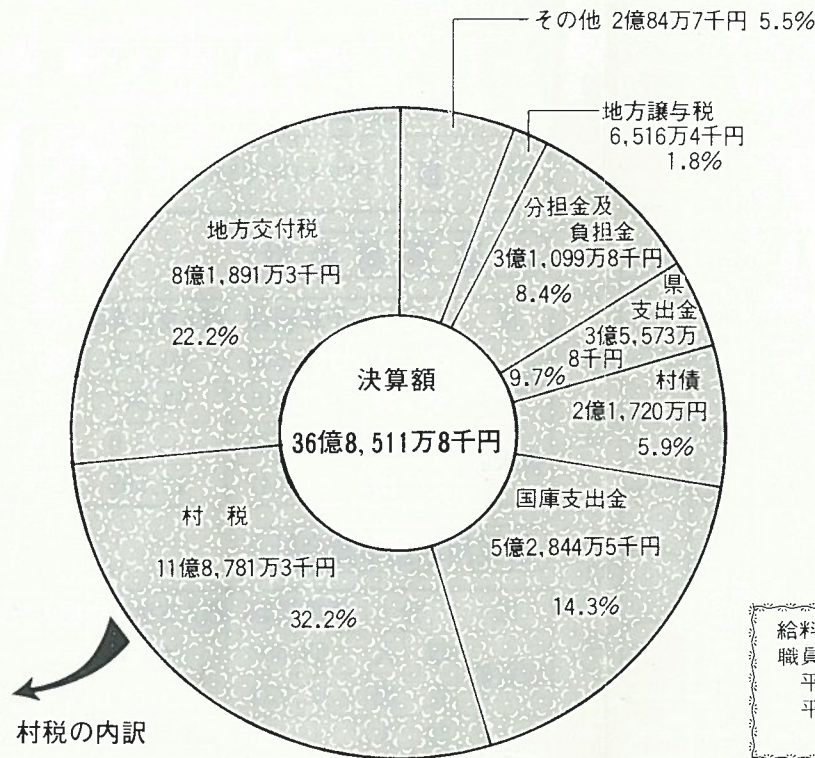
### 工業用水道事業会計

(単位：千円)

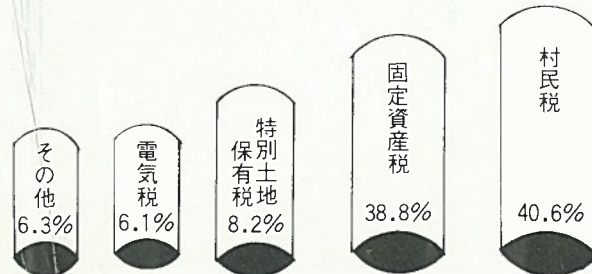
区分	決算額
収益的	
収入	63,380
支出	63,205
資本的	
収入	0
支出	50,227

(資本的収支が不足する額は許可済未借入企業債で補てん。)

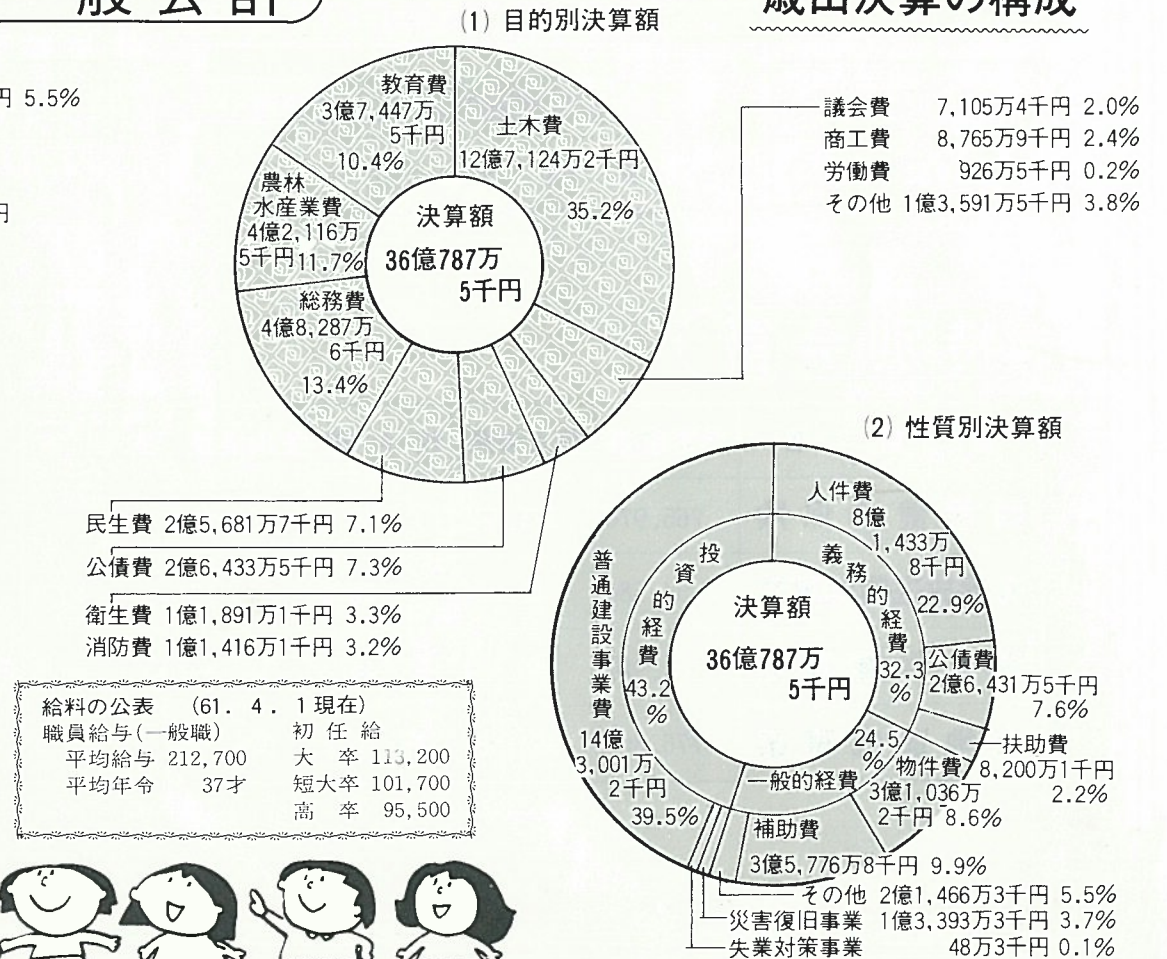
### 歳入決算の構成



村税の内訳



### 一般会計



職員給与(一般職)	初任給
平均給与	212,700
平均年齢	37才
	大卒 113,200
	短大卒 101,700
	高卒 95,500





昭和61年度

# 予 算 執 行 状 況

(61年9月末現在)

予算現額35億4,175万5千円のうち収入済額15億1,516万1千円

## 一 般

千円	%	千円	科目
594,370	10.1	60,085	その他
35,000	42.6	14,914	自動車取得 税交付金
56,980	80.5	45,866	諸収入
70,615	16.9	11,911	地方譲与税
227,001	6.1	13,861	分担金及び 負担金
38,620	100.0	38,620	繰越金
540,695	16.8	90,925	国庫支出金
1,156,974	58.0	671,304	村税
821,500	69.1	567,675	地方交付税
予算現額	収入率		

## 特別会計

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険	765,976	291,802	38.1	282,250	36.8
有線放送電話事業	34,584	18,284	52.9	14,154	40.9
老人保健事業	531,987	245,994	46.2	232,881	43.8
土地造成事業	776,309	394,087	50.8	328,220	42.3

## 会 計

予算現額35億4,175万5千円のうち支出済額12億6,859万9千円

科目	千円	%	千円
その他	76,046	23.5	314,822
議会費	36,353	47.3	76,780
消防費	56,327	46.0	122,563
衛生費	42,842	34.8	123,228
農林水産業費	80,617	28.5	282,713
公債費	110,428	44.5	248,209
土木費	358,011	29.1	1,229,299
民生費	126,037	47.5	265,341
総務費	242,108	50.7	477,163
教育費	139,830	34.8	401,637
科目	支出率	予算現額	

## 水道事業会計

(単位：千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	181,656	80,219 44.2%
	支出	167,101	53,347 31.9
資本的	収入	245,022	0 0
	支出	366,542	12,505 3.4

〔村債・企業債の状況〕 (千円)

一般会計	2,054,108
特別会計	34,225
水道事業会計	765,284
工業用水道事業会計	326,000

## 工業用水道事業会計

(単位：千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	58,602	24,533 41.9%
	支出	62,732	24,690 39.4
資本的	収入	0	0 0
	支出	0	0 0

〔村有財産の状況〕 (㎡)

建物	47,386
土地	7,295,360
(山林含む)	